

調査表4-1

市区町村別集計項目(推進体制等)

栃木県	
市区町村数	25

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)							
		担当課(室)名	所属	事務所掌	府内連絡会議	の有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無			
							問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況		
							17	17	14		25						
9	201	宇都宮市	女性活躍推進課	1	1	1	1	宇都宮市男女共同参画推進条例	2003年6月27日	2003年7月1日		第5次宇都宮市男女共同参画行動計画	2023年4月1日	~	2028年3月31日	1	1
9	202	足利市	生活環境部市民生活課共生社会推進室	1	2	1	1	足利市男女共同参画推進条例	2004年3月24日	2004年4月1日		足利市男女共同参画基本計画(第4期)	2021年4月	~	2026年3月	1	1
9	203	栃木市	人権・男女共同参画課	1	1	1	1	栃木市男女共同参画推進条例	2011年3月25日	2011年4月1日		とちぎ市男女共同参画プラン第3期計画	2023年4月1日	~	2028年3月31日	1	1
9	204	佐野市	人権・男女共同参画課	1	1	1	1	佐野市男女共同参画推進条例	2006年6月19日	2006年7月1日		佐野市男女共同参画プラン(第4期)	2025年4月	~	2030年3月	1	1
9	205	鹿沼市	人権・男女共同参画課	1	1	1	1	鹿沼市男女共同参画推進条例	2006年9月28日	2006年10月1日		かぬま男女共同参画プラン2022	2022年4月	~	2027年3月	1	1
9	206	日光市	総務課	1	2	1	1	日光市男女共同参画推進条例	2009年3月12日	2009年4月1日		男女共同参画プラン日光(第2期計画後期計画)	2022年	~	2026年	1	1
9	208	小山市	人権・男女共同参画課	1	1	1	1	小山市男女共同参画推進条例	2004年6月30日	2004年7月1日		第4次小山市男女共同参画基本計画	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1	1
9	209	真岡市	市民協働推進室	1	2	1	1	真岡市男女共同参画推進条例	2010年12月15日	2011年4月1日		第4次真岡市男女共同参画社会づくり計画	2022年4月	~	2027年3月	1	1
9	210	大田原市	政策推進課	1	2	1	1	大田原市男女共同参画を推進する条例	2004年9月28日	2004年10月1日		おおたわら男女共同参画プラン(第4次大田原市男女共同参画行動計画)	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
9	211	矢板市	生涯学習課	2	2	1	1				4	矢板市男女共同参画計画(5期計画)	2023	~	2032	1	1
9	213	那須塩原市	市民協働推進課	1	2	1	1	男女共同参画推進条例	2007年3月26日	2007年4月1日		第4次那須塩原市男女共同参画行動計画	2023年4月	~	2028年3月	2	1
9	214	さくら市	総合政策課政策推進室	1	2	2	2				4	第5次さくら市男女共同参画計画	2024年4月	~	2029年3月	1	1
9	215	那須烏山市	那須烏山市教育委員会事務局生涯学習課	2	2	2	2				4	~今日から ここから みんなから~第2次なすから男女共同参画計画	2024年4月1日	~	2029年3月31日	1	1
9	216	下野市	市民協働推進課	1	2	1	1	下野市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例	2016年3月18日	2016年4月1日		第三次下野市男女共同参画プラン	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1	1
9	301	上三川町	生涯学習課	2	2	2	1	上三川町男女共同参画推進条例	2023年3月16日	2023年4月1日		上三川町男女共同参画計画	2023年2月1日	~	2027年3月31日	1	1
9	342	益子町	生涯学習課	2	2	2	2				4	第3期ましこ男女共同参画プラン	2022年4月	~	2027年3月	1	1
9	343	茂木町	生涯学習課	2	2	2	2				2	茂木町男女共同参画計画	2021	~	2025	2	1
9	344	市貝町	生涯学習課	2	2	1	2				4	男女共同参画い・ち・か・いプラン第四期計画	2023年4月1日	~	2028年3月31日	1	1
9	345	芳賀町	生涯学習課	2	2	1	1				4	第4期芳賀町男女共同参画計画	2025年4月1日	~	2030年3月31日	1	1
9	361	壬生町	生涯学習課	2	2	1	1				4	第2次壬生町男女共同参画プラン	2017年4月	~	2026年3月	1	1
9	364	野木町	生活環境課	1	2	1	1	野木町男女共同参画推進条例	2014年3月19日	2014年4月1日		第3次野木町男女共同参画プラン	2021	~	2025	1	1

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)						
		担当課(室)名	所属			府内連絡会議の有無	諮詢機関の有無	問3-1 有		問3-3 現在の状況	問4-1 有				問4-1 無	
			問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間			問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況			
9	384 塩谷町	生涯学習課	2	2	2	2				4	第2次塩谷町男女共同参画推進計画	2024.4.1	~	2030.3.31	2	2
9	386 高根沢町	生涯学習課	2	2	2	2				4	高根沢町元気あつぶ計画(生涯学習・スポーツ・男女共同参画)	2016	~	2025	2	2
9	407 那須町	生涯学習課	2	2	2	1	那須町男女共同参画推進条例	2017年3月6日	2017年4月1日		第2次那須町男女共同参画計画	2025年4月1日	~	2030年3月31日	1	1
9	411 那珂川町	生涯学習課	2	2	1	2				4	第2次那珂川町男女共同参画計画	2022年4月	~	2027年3月	1	1

＜選択肢回答＞

所属 府内連絡会議

- 1 首長部局 1 有
2 教育委員会 2 無

事務所掌 諮問機関

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課 1 有
2 1ではない 2 無
3 その他
4 検討していない

男女共同参画に関する条例

- 現在の状況
1 2025年度中(2026年3月末)までの制定を目指して検討中
2 2026年度以降の制定を目指して検討中

男女共同参画に関する計画

- 女性活躍推進法の推進計画との関係
1 一体
2 一体でない
計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)
1 単独計画として策定
2 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
2 策定予定無

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 1

栃木県

都道府県コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)							問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体				
		問6-1		問6-4 所在地等							施設管理		事業運営		
		名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者
		5							0	5	4	2	0	4	2
9 201	宇都宮市	宇都宮市男女共同参画推進センター	アコール	320-0845	宇都宮市明保野町7番1号	028-636-4075	028-636-4079	https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/shisei/koryu/danjo/1009426.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
9 202	足利市	足利市男女共同参画センター		326-0823	栃木県足利市朝倉町264番地	0284-72-8511	0284-72-7278	https://shimin-plaza.ashikaga-mbs.or.jp	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>					<input type="radio"/>
9 203	栃木市														
9 204	佐野市	佐野市男女共同参画推進センター	パレットプラザさの	327-0398	佐野市田沼町974番地3	0283-61-1140	0283-61-1142	http://www.city.sano.lg.jp/soshkiichiran/shimin/jinken_danjokyodosankakuka/gyomuanmai/palette/index.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>					<input type="radio"/>
9 205	鹿沼市														
9 206	日光市	日光市女性サポートセンター	女性サポートセンター	321-1443	日光市清滝桜ヶ丘町210番地7	0288-53-1010	0288-53-0847	https://www.city.nikko.lg.jp/soshiki/1/1003/10/2/1001.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>					<input type="radio"/>
9 208	小山市	小山市男女共同参画センター		323-0023	栃木県小山市中央町2-2-21	0285-22-9296	0285-22-9256	https://www.city.oyama.tohigijp/kurashi/jinkendannjyo-gaikokujin/danjokyoudousankaku/center/page002374.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>					<input type="radio"/>
9 209	真岡市														
9 210	大田原市														
9 211	矢板市														
9 213	那須塩原市														
9 214	さくら市														
9 215	那須烏山市														
9 216	下野市														
9 301	上三川町														
9 342	益子町														
9 343	茂木町														
9 344	市貝町														
9 345	芳賀町														
9 361	壬生町														
9 364	野木町														
9 384	塩谷町														

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)								問6-3 施設 形態	問6-5 管理・運営主体						
			問6-1			問6-4 所在地等						問6-5 管理・運営主体						
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ			単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者
9	386	高根沢町																
9	407	那須町																
9	411	那珂川町																

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

栃木県

都道府県 コロド	市区町村 コロド	市区町村 コロド	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)																		
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	設置根拠 条例	問16		問17		問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額 (千円)	問6-8 主な事業								
						設置根拠 2条例以外	自治体または施設 (両方を含む)と NWECとの 業務上の関わり	常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ない職員)	非常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ある職員)	1 連携・ 協働	2 広報啓発	3 講座	4 相談事業	5 実態把握	6 調査研究	7 国際交流	8 情報収集	9 苦情処理	その他		
			5		5			8		1	5	4	2	0	0	0	4	1			
9	201	宇都宮市	宇都宮市男女共同参画推進センター	1986年4月1日	○		○	4	4	2,473	○	○	○	○			○				
9	202	足利市	足利市男女共同参画センター	1981年2月22日	○		○	1		1,074	○	○					○		交流促進として女性団体等との交流促進		
9	203	栃木市					○														
9	204	佐野市	佐野市男女共同参画推進センター	2009年1月1日	○		○	2	1	276	○	○	○				○	○	男女共同参画を推進する団体への施設貸出		
9	205	鹿沼市					○														
9	206	日光市	日光市女性サポートセンター	2006年3月20日	○			2	4	200	○	○									
9	208	小山市	小山市男女共同参画センター	2002年4月1日	○		○	4	0	159	○						○				
9	209	真岡市																			
9	210	大田原市					○														
9	211	矢板市																			
9	213	那須塩原市																			
9	214	さくら市																			
9	215	那須烏山市																			
9	216	下野市																			
9	301	上三川町																			
9	342	益子町																			
9	343	茂木町																			
9	344	市貝町																			
9	345	芳賀町																			
9	361	壬生町																			
9	364	野木町					○														
9	384	塩谷町																			
9	386	高根沢町																			
9	407	那須町																			
9	411	那珂川町																			

調査表4-3

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

栃木県

都道府県コード	市区町村名	市町村	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)															
			問7-1			市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)	
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態																
			10			14	2	14.3	16	0	0.0	11	1	9.1	10	0	0.0	3,832	144	3.8	
9 201	宇都宮市					1	0	0.0	2	0	0.0							775	41	5.3	
9 202	足利市	2018年12月21日	「ひと」と「ひと」が輝くまち宣言			2	1	0	0.0	1	0	0.0							222	5	2.3
9 203	栃木市	2015年11月27日	栃木市男女共同参画都市宣言			1	1	100.0	1	0	0.0							368	20	5.4	
9 204	佐野市	2016年6月20日	佐野市男女共同参画都市宣言			2	1	0	0.0	1	0	0.0						167	4	2.4	
9 205	鹿沼市	2012年3月4日	鹿沼市男女共同参画都市宣言			2	1	0	0.0	1	0	0.0						147	4	2.7	
9 206	日光市	2008年3月15日	日光市男女共同参画都市宣言			2	1	0	0.0	1	0	0.0						224	2	0.9	
9 208	小山市	2001年6月30日	小山市男女共同参画都市宣言			2	1	0	0.0	1	0	0.0						250	6	2.4	
9 209	真岡市					1	0	0.0	1	0	0.0							132	2	1.5	
9 210	大田原市					1	0	0.0	2	0	0.0							166	3	1.8	
9 211	矢板市					1	0	0.0	1	0	0.0							65	1	1.5	
9 213	那須塩原市					1	0	0.0	2	0	0.0							214	10	4.7	
9 214	さくら市	2017年2月24日	さくら市男女共同参画都市宣言			2	1	0	0.0	0	0							75	5	6.7	
9 215	那須烏山市					1	1	100.0	1	0	0.0							98	1	1.0	
9 216	下野市	2016年12月10日	下野市男女共同参画都市宣言			1	1	0	0.0	1	0	0.0						145	12	8.3	
9 301	上三川町											1	0	0.0	1	0	0.0	92	7	7.6	
9 342	益子町											1	0	0.0	1	0	0.0	70	3	4.3	
9 343	茂木町											1	0	0.0	1	0	0.0	124	0	0.0	
9 344	市貝町											1	0	0.0	0	0	0.0	84	1	1.2	
9 345	芳賀町	2015年3月14日	芳賀町男女共同参画都市宣言			3						1	0	0.0	1	0	0.0	14	0	0.0	
9 361	壬生町											1	0	0.0	1	0	0.0	81	7	8.6	
9 364	野木町	2012年3月24日	野木町男女共同参画都市宣言			2						1	1	100.0	1	0	0.0	91	7	7.7	
9 384	塩谷町											1	0	0.0	1	0	0.0	54	1	1.9	
9 386	高根沢町											1	0	0.0	1	0	0.0	49	1	2.0	
9 407	那須町											1	0	0.0	1	0	0.0	88	1	1.1	
9 411	那珂川町											1	0	0.0	1	0	0.0	37	0	0.0	

<選択肢回答>

男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 市内連絡会議の決定
- 4 その他

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

栃木県

調査時点コード	1	2025年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲						問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						問9-1		調査時点コード						
		問8-1			問8-2			問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		調査時点コード										
		目標値(%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他				
					1,041	891	14,089	4,496	31.9	753	665	10,531	3,182	30.2	136	84	785	181	23.1	674	76	11.3	697	79	11.3									
					小計					753	665	10,531	3,182	30.2	136	84	785	181	23.1															
9 201	宇都宮市	40.0	2028年3月		119	76	1,316	341	25.9	法律・条例・要項等に定める審議会等	54	47	947	255	26.9	6	4	40	9	22.5	46	2	4.3	47	2	4.3	1		1		1			
9 202	足利市	40.0	2026年3月		86	71	1,563	579	37.0	法令等で設置されている審議会等	44	31	508	131	25.8	6	5	32	9	28.1	40	1	2.5	41	1	2.4	1		1		1			
9 203	栃木市	40.0	2027年4月		94	88	1,555	597	38.4		57	55	837	323	38.6	6	5	43	14	32.6	41	7	17.1	42	8	19.0	1		1		1			
9 204	佐野市	35.0	2030年3月		86	77	1,200	378	31.5	法律又は条例に基づき設置された附属機関及び設置目的がそれらの附属機関に類似する審議会等	43	39	615	188	30.6	6	4	32	6	18.8	46	10	21.7	47	10	21.3	1		1		1			
9 205	鹿沼市		2027年3月	40~60%	55	46	660	177	26.8	1法律又は政令により設置されている審議会等 2法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5) 3条例、規則等により設置されている懇談会、会議等	49	42	625	169	27.0	6	4	35	8	22.9	38	6	15.8	39	6	15.4	1		1		1			
9 206	日光市	40.0	2026年3月		46	41	698	231	33.1	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会	46	41	698	231	33.1	6	5	29	10	34.5	45	7	15.6	46	7	15.2	1		1		1			
9 208	小山市			西暦2026年3月までに40%以上60%以下	123	119	1,506	556	36.9	行政執行の前提として又は市政運営上の参考として必要な調査、研究、諮詢、調停、審査及び審議等を目的に、法律、条例、要綱等に基づいて設置された機関	34	33	568	203	35.7	6	5	40	9	22.5	39	7	17.9	40	7	17.5	1		1		1			
9 209	真岡市	33.0	2027年3月		34	32	492	137	27.8	地方自治法(第202条の3)に基づく委員会等、地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等、要綱等に基づく審議会等	28	26	423	110	26.0	6	2	49	8	16.3	26	1	3.8	27	1	3.7	1		1		1			
9 210	大田原市	35.0	2027年3月		76	67	1,098	273	24.9	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等、地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等、要綱等に基づく審議会等	63	57	923	246	26.7	6	5	35	11	31.4	43	4	9.3	44	4	9.1	1		1		1			
9 211	矢板市	30.0	2032年3月		24	23	365	109	29.9		24	23	365	109	29.9	5	2	29	5	17.2	18	2	11.1	19	2	10.5	1		1		1			
9 213	那須塩原市	37.0	2028年3月		37	30	500	145	29.0		38	30	475	140	29.5	6	3	40	7	17.5	38	6	15.8	39	6	15.4	1		1		1			
9 214	さくら市	40.0	2026年3月		26	24	328	118	36.0	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	26	24	328	118	36.0	5	3	32	6	18.8	19	3	15.8	20	3	15.0	1		1		1			
9 215	那須烏山市	35.0	2029年3月		24	20	261	67	25.7		19	17	231	60	26.0	5	3	30	7	23.3	10	0	0.0	11	1	9.1	1		1		1			
9 216	下野市	40.0	2026年3月		43	39	639	235	36.8	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等、要綱等に基づく審議会等	28	25	462	169	36.6	6	4	32	6	18.8	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1		1			
9 301	上三川町			令和9年度40%	25	23	308	96	31.2		20	19	281	86	30.6	5	3	27	9	33.3	29	3	10.3	30	3	10.0	1		1		1			
9 342	益子町	35.0	2027年3月		15	14	226	76	33.6		15	14	226	76	33.6	5	2	38	7	18.4	24	4	16.7	25	4	16.0	1		1		1			
9 343	茂木町				11	9	173	50	28.9		11	9	173	50	28.9	5	2	23	5	21.7	25	0	0.0	26	0	0.0	1		1		1			
9 344	市貝町	30.0	2028年4月		18	13	176	48	27.3		13	11	151	43	28.5	5	2	25	5	20.0	21	1	4.8	22	1	4.5	1		1		1			
9 345	芳賀町	35.0	2030年3月		21	20	273	77	28.2		21	20	273	77	28.2	5	3	24	5	20.8	30	5	16.7	31	5</td									

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

栃木県

都道府県コード	市区町名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲			問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	
					</																							

調査表4-4
市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

栃木県

調査時点コード 1 2025年4月1日 2 その他

都道府県コード	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況																		問11-2 職務上の地位別職員在職状況										問11-2			問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況					問11-5							
		うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職			うち一般行政職			うち管理職数		うち管理職数		うち管理職数									
		管理職総数	うち管理職数	女性比率	うち管理職総数	うち女性職員数	女性比率(%)	部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)						
1342	241	18.0	1,093	201	18.4	203	25	12.3	181	22	12.2	76	13	17.1	58	9	15.5	1,063	203	19.1	854	170	19.9	1,360	443	32.6	978	311	31.8	3,179	1,127	35.5	2,128	752	35.3	141	15	10.6	30	1	3.3				
9 201	宇都宮市	253	38	15.0	195	32	16.4	32	3	9.4	28	3	10.7	31	6	19.4	23	5	21.7	190	29	15.3	144	24	16.7	145	28	19.3	116	20	17.2	385	81	21.0	253	47	18.6	1	9	2	22.2	4	1	25.0	1
9 202	足利市	69	8	11.6	47	4	8.5	11	0	0.0	8	0	0.0	31	6	19.4	22	3	13.6	27	2	7.4	17	1	5.9	164	39	23.8	100	28	28.0	368	123	33.4	204	86	42.2	1	7	0	0.0	1	0	0.0	1
9 203	栃木市	106	16	15.1	85	16	18.8	17	2	11.8	15	2	13.3	0	0	0	0	0	0	89	14	15.7	70	14	20.0	240	81	33.8	163	52	31.9	348	129	37.3	243	103	42.4	1	8	2	25.0	3	0	0.0	1
9 204	佐野市	85	10	11.8	63	10	15.9	15	3	20.0	12	3	25.0	0	0	0	0	0	0	70	7	10.0	51	7	13.7	0	0	0	0	0	0	178	54	30.3	129	49	38.0	1	9	1	11.1	1	0	0.0	1
9 205	鹿沼市	82	22	26.8	63	20	31.7	15	3	20.0	13	3	23.1	2	1	50.0	1	1	100.0	65	18	27.7	49	16	32.7	69	24	34.8	64	23	35.9	83	21	25.3	62	16	25.8	1	5	1	20.0	1	0	0.0	1
9 206	日光市	72	3	4.2	60	3	5.0	13	2	15.4	11	2	18.2	0	0	0	0	0	0	59	1	1.7	49	1	2.0	107	26	24.3	58	13	22.4	352	147	41.8	199	79	39.7	1	5	1	20.0	1	0	0.0	1
9 208	小山市	86	15	17.4	71	12	16.9	16	5	31.3	14	4	28.6	11	0	0	0	0	0	38	7	18.4	33	8	24.2	36	15	41.7	29	13	44.8	61	24	39.3	52	19	36.5	1	11	2	18.2	2	0	0.0	1
9 209	真岡市	47	8	17.0	42	9	21.4	9	1	11.1	9	1	11.1	0	0	0	0	0	0	38	7	18.4	33	8	24.2	36	15	41.7	29	13	44.8	61	24	39.3	52	19	36.5	1	7	1	14.3	1	0	0.0	1
9 210	大田原市	40	4	10.0	35	3	8.6	10	1	10.0	9	1	11.1	0	0	0	0	0	0	30	3	10.0	26	2	7.7	23	8	34.8	19	6	31.6	103	26	25.2	96	23	24.0	1	10	0	0.0	2	0	0.0	1
9 211	矢板市	27	10	37.0	24	8	33.3	9	2	22.2	8	1	12.5	0	0	0	0	0	0	18	8	44.4	16	7	43.8	56	22	39.3	48	17	35.4	0	0	0.0	0	0	0	1	5	0	0.0	1	0	0.0	1
9 213	那須塩原市	65	7	10.8	57	6	10.5	22	1	4.5	20	0	0.0	0	0	0	0	0	0	43	6	14.0	37	6	16.2	80	37	46.3	73	35	47.9	347	148	42.7	233	77	33.0	1	14	2	14.3	6	0	0.0	1
9 214	さくら市	87	25	28.7	72	16	22.2	10	1	10.0	10	1	10.0	0	0	0	0	0	0	77	24	31.2	62	15	24.2	40	13	32.5	30	11	36.7	86	37	43.0	61	21	34.4	1	3	0	0.0	0	0	0.0	1
9 215	那須烏山市	39	9	23.1	30	8	26.7	2	0	0.0	2	0	0.0	0	0	0	0	0	0	37	9	24.3	28	8	28.6	35	13	37.1	25	8	32.0	103	56	54.4	73	37	50.7	1	4	0	0.0	0	0	0.0	1
9 216	下野市	39	4	10.3	34	3	8.8	9	0	0.0	9	0	0.0	0	0	0	0	0	0	30	4	13.3	25	3	12.0	106	48	45.3	70	21	30.0	38	19	50.0	24	8	33.3	1	6	1	16.7	0	0	0.0	1
9 301	上三川町	16	3	18.8	14	3	21.4	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	3	18.8	14	3	21.4	20	4	20.0	18	4	22.2	41	14	34.1	35	13	37.1	1	3	0	0.0	0	0	0.0	1
9 342	益子町	15	4	26.7	15	4	26.7	3	1	33.3	3	1	33.3	0	0	0	0	0	0	12	3	25.0	12	3	25.0	0	0	0.0	0	0	0</td														

調査表4-5
市区町村別集計項目(地方自治体職員の通称使用・市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

北海道

調査時点		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査													
問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。															
都道府県	市区町村	市町村	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7	問12-7	問12-7	問12-7	問12-7		
道	区	市	議員の出産を久席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1で1を選択した場合、取得する業期間は、次のうちどれか。	問12-2で1を選択した場合、1を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-3で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5で1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。	1.個別の各事由を明記した規定がある。	2.個別の各事由を明記した規定はないが、解説又は運用上認めている。	3.個別の各事由を明記した規定がないが、解説又は運用上も認めていない。	4.個別の各事由を明記した規定がない、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	
府	町	町	1.明記した規定があり、認めている。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がなく、運用上認めていない。 4.明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	1.明記した規定がある。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がなく、運用上認めない。 4.明記した規定がなく、過去に事例がない。	1.労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2.労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3.明記した規定がなく、運用上認めない。 4.明記した規定がなく、過去に事例がない。	1.産前産後期間を明記した規定がある。 2.産前産後期間と同様。 3.労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4.期間の定めはない。	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他	
県	村	村	15	1の合計	24	0	24	0	24	24	24	24	24	12	
コ	コ	村	2	2の合計	1	22	0	24	1	1	1	1	1	2	
ド	ド	名	2	3の合計	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	
			6	4の合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
9	201	宇都宮市	1	宇都宮市職員旧姓使用取扱規程 (趣旨) 第1条 この訓令は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等による改正前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することについて必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の範囲) 第3条 職員は次に掲げる文書等を除き、旧姓を使用することができる。 (1) 税務署、栃木県市町村職員共済組合、日本年金機構、全国健康保険協会、金融機関その他の機関又は法人の円滑な事務の遂行に支障を及ぼすおそれのある文書等 (2) 前号に掲げるもののほか、法令上又は実務上支障が生じるおそれのある文書等											
9	202	足利市	1	足利市職員の旧姓使用に関する取扱要領 (趣旨) 第1条 この要領は、婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた本市の一般職の職員(以下、「職員」という。)が、職務に関し、改正前の戸籍上の氏(以下、「旧姓」という。)を使用すること(以下、「旧姓使用」という。)について必要な事項を定めるものとする。											
9	203	栃木市	1	栃木市職員旧姓使用取扱規程 (旧姓使用ができる文書等) 第2条 職員は、次に掲げる文書等について、旧姓使用を行うことができるものとする。 (1) 職場における呼称 (2) 座席表 (3) 職員名簿 (4) 栃木市職員服務規程(平成22年栃木市訓令第22号)に別記様式として掲げるもの(別記様式第14号、第16号及び第18号を除く。) (5) 栃木市文書取扱規程(平成22年栃木市訓令第3号)に別記様式として掲げるもの (6) 前各号に掲げるもののほか、公権力の行使又は公務員としての身分の証明に関わらない軽易な文書等											
9	204	佐野市	1	佐野市職員の旧姓使用に関する要領 (趣旨) 第1条 この要領は、本市の一般職の職員(地方公務員(昭和25年法律第261号)第17条の規定による非常勤の職員及び第22号第5項に規定する臨時の任用職員を除く。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等による戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職務上使用すること(以下「旧姓使用」という。)について必要な事項を定めるものとする。											
9	205	鹿沼市	1	鹿沼市旧姓使用取扱規程 (趣旨) 第1条 この訓令は、婚姻、離婚、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた一般職の職員(会計年度任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいい。以下同じ。)を除く。以下「職員」という。)が職務に関し、改正前の戸籍上の氏を使用すること(以下「旧姓使用」という。)について必要な事項を定めるものとする。											
9	206	日光市	3	日光市議会会議規則 第2条 職員は、次に掲げる文書等を除き、旧姓を使用することができる。 (1) 税務署、栃木県市町村職員共済組合、日本年金機構、金融機関その他の機関又は法人の円滑な事務処理に支障を及ぼすおそれのある文書等 (2) 前号に掲げるもののほか、法令上又は実務上支障が生じるおそれのある文書等											
9	208	小山市	1	小山市職員旧姓使用取扱規程 第2条 職員は、次に掲げる文書等を除き、旧姓を使用することができる。 (1) 税務署、栃木県市町村職員共済組合、日本年金機構、金融機関その他の機関又は法人の円滑な事務処理に支障を及ぼすおそれのある文書等 (2) 前号に掲げるもののほか、法令上又は実務上支障が生じるおそれのある文書等											

都 市		市 市		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査															
道 府	市 区	府 町	市 区	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。				問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7					
県 村	市 町	市 町	村 町	議 会 名				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1で1.を選択した場合、取扱った場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-2で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。				
コ ロ	コ ロ	コ ロ	ド ド	ド ド				1.明記した規定があり、認めている。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がなく、運用上認めていない。 4.明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	1.明記した規定がある。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がなく、運用上認めない。 4.明記した規定がなく、過去に事例がない。	1.労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2.労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3.労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4.期間の定めはない。	1.産前産後期間を明記した規定がある。 2.産前産後期間を明記した規定はない。	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
9 209	真岡市	1	真岡市職員旧姓使用取扱規程 (趣旨) 第1条 この訓令は、婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた職員が職務に關し、改姓前の戸籍上の氏を使用すること(以下「旧姓使用」という。)について必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用ができる文書等) 第2条 職員は、この訓令の定めるところにより、文書等(次に掲げるものを除く。)に旧姓を使用することができます。 (1) 税務署、栃木県町村職員共済組合、日本年金機構、全国健康保険協会、金融機関等の機関又は法人の円滑な事務の遂行に支障をおよぼすおそれのある文書等 (2) 前号に掲げるもののほか、旧姓を使用することにより法令上又は実務上支障が生じると認められる文書等	真岡市議会	1	2	1	真岡市議会会議規則 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	
9 210	大田原市	1	大田原市職員の旧姓使用に関する規程 第2条 職員は、任命権者の承認を得て、職務遂行上又は事務処理上の誤解又は混乱を招くおそれのないものについて、旧姓を使用することができます。 2 旧姓を使用することができる文書等の基準及び旧姓を使用することができない文書等の基準は、別表のとおりとする。	大田原市議会	1	2	1	大田原市議会 会議規則 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	
9 211	矢板市	1	矢板市職員旧姓使用取扱規程 (旧姓使用の範囲) 第2条 職員は、法令上又は実務上において戸籍上の氏を使用することとされているものその他事務処理上の都合により旧姓を使用することが困難であるものとして総務人事課長が指定するものを除き、職場で使用している全ての文書等について旧姓を使用することができる。 2 任命権者は、旧姓を使用する職員の人事発令、辞令等には、当該職員の旧姓を使用するものとする。 3 前2項の規定にかかわらず、戸籍上の氏を併記することが必要であると認められるもの及び戸籍上の氏を併記することにより事務の効率化が図られるものについては、戸籍上の氏を併記するものとする。	矢板市議会	1	2	1	矢板市議会会議規則 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	
9 213	那須塩原市	1	那須塩原市職員旧姓使用取扱規程 第1条 この訓令は、婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた職員が職務に關し、改姓前の戸籍上の氏を使用すること(以下「旧姓使用」という。)について必要な事項を定めるものとする。	那須塩原市議会	1	2	1	那須塩原市議会会議規則 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	
9 214	さくら市	1	さくら市職員旧姓使用取扱基準 2(1)職員は、市長の承認を受けて、職員の間で使用している文書及び軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれがないものにおいて、旧姓を使用することができる。	さくら市議会	1	3	1	さくら市議会会議規則 第2条 議員は、出産のため会議に出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	2	
9 215	那須烏山市	1	那須烏山市職員旧姓使用取扱規程 第2条 職員は、法令上又は実務上において戸籍上の氏を使用することとされているものその他事務処理上の都合により旧姓を使用することが困難であるものとして総務課長が指定するものを除き、職場で使用しているすべての文書等について旧姓を使用することができるものとする。	那須烏山市議会	1	2	1	那須烏山市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	
9 216	下野市	2		下野市議会	1	3	1	下野市議会会議規則 第82条の2第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、16週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	
9 301	上三川町	1	上三川町職員の旧姓使用に関する規程 第2条 職員は、任命権者の承認を受けて、職員の間で使用している文書及び軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれがないものについて、旧姓を使用することができる。		1	2	1	上三川町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (宿所又は連絡所の届出)	2				1	1	1	1	1	1	

都 市 市 区 道 府 県 コ ド 市 区 市 区 町 村 町 村 村 名		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																															
		問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。				問12-1 謙員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。				問12-2 1.を選択した場合、2.を選択した場合、3.を選択した場合、4.を選択した場合				問12-3 1.を選択した場合、2.を選択した場合、3.を選択した場合、4.を選択した場合				問12-4 1.を選択した場合、2.を選択した場合、3.を選択した場合、4.を選択した場合				問12-5 1.を選択した場合、2.を選択した場合、3.を選択した場合、4.を選択した場合				問12-6 1.を選択した場合、2.を選択した場合、3.を選択した場合、4.を選択した場合				問12-7 1.を選択した場合、2.を選択した場合、3.を選択した場合、4.を選択した場合			
議 会 名	1.明記した規定があり、認めている。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がなく、運用上認めていない。 4.明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことがない。	1.明記した規定がある。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がなく、運用上認めない。 4.明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことがない。	1.労働基準法65条の産前産後期間より短い。 2.労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3.労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4.期間の定めはない。	1.産前産後期間を明記した規定がある。 2.産前産後期間を明記した規定はない。	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他																					
9342	益子町	4	益子町議会	1	2	1	益子町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1															
9343	茂木町	4	茂木町議会	2			市貝町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。						2	2	2	2	2																
9344	市貝町	1	市貝町議員旧姓使用取扱規定 第2条 職員は、法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定に反するおそれのない、専ら職員間で使用している文書等について、職務遂行上又は事務処理上著しく支障の生じないものに限り旧姓を使用することができる。	市貝町議会	1	2	1	市貝町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1															
9345	芳賀町	4	芳賀町議会	1	2	1	芳賀町議会会議規則 第2条 議員は公務、疾病、出産、育児、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1																
9361	壬生町	4	壬生町議会	1	2	1	壬生町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1																
9364	野木町	1	野木町議員旧姓使用取扱規程 第1条 この訓令は、婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた職員が職務に關し、改正前の戸籍上の氏を使用すること(以下「旧姓使用」という。)について必要な事項を定めるものとする。	野木町議会	1	2	1	野木町議会会議規則 第2条 第1条の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1															
9384	塩谷町	3	塩谷町議会	1	2	1	塩谷町議会会議規則 第2条 第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1																
9386	高根沢町	2		1	2	1	欠席の届出 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1																
9407	那須町	4	那須町議会	1	2	1	那須町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1																
9411	那珂川町	4	那珂川町議会	1	2	1	那珂川町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1																

調査表4-5
市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

調査時点	議会関係は2025年7月1日(その他2025年4月1日)	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			研修の実施状況
都道府県	市区町村	問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	問14	問15			
道府県	市町村	議員の利用することのできる保健施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用する施設等が議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	該当部分の条文(本文)を記入してください。		
道府県	市町村	1. 人員及び場所の設置または提供がされていない。 2. 保健に必要な場所のものも含む。 3. 保健または提供がされている。(臨時のものも含む) 4. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(保健のものも含む) 2. 保健に必要な場所のものも含む。 3. 設置または提供がされている。 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていない。 3. 今後取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていない。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていない。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明)	特になし	特になし	特になし	特になし						
道府県	市町村	0 3 4	2 1 6	4	1	0	6	2	2	1	8	426	57	13.4%	8				
道府県	市町村	22 20					9	8	6	4	16								
9201	宇都宮市	4 4 3					3	3	1	20	宇都宮市議会議員の通称又は旧制使用取扱綱 (概要) 第1条 この要綱は、宇都宮市議会議員(以下「議員」という)が議会において使用する氏名について、公選選舉法施行令昭和25年政令第69号(昭和26年6月1日施行)に規定する同令第89条第6項の規定により認定を受けた通称(以下「通称」という)。使用すること、又は議員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という)により前項の氏名を改めた後も、婚姻等の前の戸籍の氏(以下「旧姓」という)を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。 (使用の範囲) 第2条 議員は、議会においてその任期中に次に掲げる事項を除き、通称又は旧姓を使用することができる。 (1)議員に関する届出書類 (2)詐欺類 (3)議員報酬、費用弁償の支給等に関する書類 (4)源泉徴収票の名義 (5)証印及び証明の申請 (6)在職證明書等各種証明書 (7)市議会議員会議会に開催する各種届出書類 (8)議員登録料 (9)前項に掲げるもののほか通称又は旧姓の使用によって法令上又は実務上支障が生じるおそれがあると議長が判断するもの(承認申請) 第3条 議員は、通称又は旧姓を使用しようとするときは、議長の承認を受けなければならない。 2 議員は、前項の承認を受けるようとするときは、通称又は旧姓使用申請書を議長に提出しなければならない。 3 通称又は旧姓使用申請書には、通称又は旧姓を証する書類を添付しなければならない。 (通知) 第4条 議長は、前項の申請に対する承認の可否の結果を、通称又は旧姓使用承認(不承認)通知書により、当該申請者に通知をするものとする。 (中止の届出) 第5条 議員は、通称又は旧姓を使用している場合において、その使用を中止しようとするときは、通称又は旧姓使用中止届出書を議長に提出しなければならない。 (責任) 第6条 通称又は旧姓を使用する議員は、その使用にあたり、議員活動及びその関連する事務処理に誤解及び混乱を生じいふやう努めなければならない。 (譲り受け) 第7条 一般選舉後において議長が選出されない場合は、議長が行方第2条第9号の判断、第3条第1項の承認、第4条の通知及び第5条の規定による届出書の受理について、議会事務局長が行うこととする。この場合において、第2条から第5条までの規定中「議長」とあるのは「議会事務局長」と読み替えるものとする。 (様式) 第8条 この要綱に規定する通称又は旧姓使用申請書等の様式は、別に定める。 (補充) 第9条 この要綱に定めるものほか必要な事項は議長が別に定める。	1	手都宮市地域防災計画【震災対策編】 第2章 第1節 第2. 災害対策本部の組織、事務分掌 各部(各班)の分掌事務より抜粋 女性活躍推進班 (1) 省営施設への避難情報の伝達に関すること (2) 部内他班への応援に関すること	19	0	0.0			
9202	足利市	2 1 1 1					1	1	3	2	2	17	0	0.0	○				
9203	栃木市	4 4 3					2	3	3	4	2	21	4	19.0	○				
9204	佐野市	4 4 3					3		3	2		1	佐野市地域防災計画 2. 防災対策本部 第6節 避難所開設計画 第6. 避難所の開設、運営—2 避難所の運営—(6)「佐野市男女共同参画推進センター」は、 女性に対する暴力等の相談窓口の情報提供に積極的に努める。」 3. 防災対策編—第2章 災害応急対策計画—第6節 避難対策計画— 第3節 避難所の開設—4 避難所の運営—(6)「(同上)」	19	3	15.8	○		
9205	鹿沼市	4 4 3					3		3	4	2	17	3	17.6	○				
9206	日光市	2 1 2					2	3	2	4	1	日光市防災計画(P124) 市(教育部・健康福祉部等)は、避難所等の運営にあたっては、避難所に対する情報の提供、避難者のプライバシーの保護、男女のニーズの把握などに努める。特に女性専用の更衣室や授乳室、物干し場の設置、避難所における安全性の確保、相談窓口の設置等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営に努める。	15	1	6.7				
9208	小山市	4 4 1 1 2					1	1	3	4	2	22	4	18.2					
9209	真岡市	4 4 3					3		1	2	2	27	2	7.4	○				
9210	大田原市	4 4 2					1	3	3	2	2	14	1	7.1					
9211	矢板市	4 4 3					3		3	4	2	14	2	14.3					

